

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	52
<b>告 示</b>	
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	52
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	53
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	53
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	53
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	53
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	54
○森林法による通知に代える公示 (2件) …………… (治山課)	54
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	55
○特定調達契約に係る入札の公告……………	55
<b>道教育庁教育局告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	56
<b>道選挙管理委員会告示</b>	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	56
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57

## 規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年11月29日  
北海道知事 高橋 はるみ

**北海道規則第80号**  
北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道営住宅条例施行規則 (平成9年北海道規則第42号) の一部を次のように改正する。  
第5条の2第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶

者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第12号アにおいて同じ。)」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第12号イにおいて同じ。)」を加える。

第8条の2第12号中「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加える。

別表第1の1の表道公営住宅の部夕張市の項中「150」を「163」に改め、同部江差町の項中「93」を「108」に改め、同部幕別町の項中「271」を「293」に改め、別表第1の2の表駐車場の部夕張市の項中「62」を「75」に改め、同部江差町の項中「93」を「108」に改め、同部旭川市の項中「334」を「361」に改め、同部幕別町の項中「271」を「293」に改め、同表集会所の部旭川市の項中「8」を「9」に改める。

別表第4幕別町の部中「

あかしや南団地駐車場	2,970円
------------	--------

」を

「

あかしや南団地駐車場	2,970円
あおば団地駐車場	2,670円

」に改める。

## 附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 別表第1の1の表道公営住宅の部江差町の項及び幕別町の項並びに別表第1の2の表駐車場の部江差町の項及び幕別町の項の改正規定並びに別表第4幕別町の部の改正規定  
平成25年12月20日
- 第5条の2第8号及び第8条の2第12号の改正規定  
平成26年1月3日

## 告 示

**北海道告示第770号**  
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、道営土地改良 (遠軽地区草地整備 [公共牧場中核型] (区画整理)) 事業の土地改良事業変更計画を定めた。その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成25年12月3日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成25年11月29日  
北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第771号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字鯉泊542地先・548地先から551地先まで（以上5筆地先について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第772号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 河西郡芽室町中美生6線15の1（次の図に示す部分に限る。）、13の2、15の2、中美生5線14の5、16の4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第773号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 天塩郡豊富町字上サロベツ7247の3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 北海道告示第774号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊達市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊達市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡安平町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 勇払郡安平町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課並びに伊達市役所及び安平町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第775号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町・奥尻郡奥尻町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第776号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を利尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第704号のとおりである。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

利尻郡利尻町仙法志字神磯110所在の森林について所有権を有する 笠島 栄三郎

利尻郡利尻町仙法志字神磯111所在の森林について所有権を有する 白川 丞太郎

利尻郡利尻町仙法志字神磯112所在の森林について所有権を有する 北出 惣五郎

#### 北海道告示第777号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、

平成25年北海道告示第775号のとおりである。

平成25年11月29日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

檜山郡上ノ国町字北村140所在の森林について所有権を有する 高橋 ノブ

檜山郡上ノ国町字北村142所在の森林について所有権を有する 出口 武道

檜山郡上ノ国町字北村160所在の森林について所有権を有する 野坂 弥吉

檜山郡上ノ国町字北村185の2所在の森林について所有権を有する 前田 鉄男

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道渡島総合振興局告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年11月29日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 163台

2 落札を決定した日

平成25年11月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社エスイーシー

(2) 住所 函館市末広町22番1号

4 落札金額

368,380円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年10月4日付け北海道渡島総合振興局告示第118号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

#### 北海道後志総合振興局告示第114号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成25年11月29日

北海道後志総合振興局長 宮川 秀明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期日 平成26年2月28日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年11月29日から同年12月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道後志総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1

号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年1月16日（木）午後2時（送付による場合は、同月15日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道後志総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。(http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm)

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

(1) 1の(1)に係る自動車（交換により引き渡す自動車を除く。）に関し、自動車重量税を代納し、自賠責保険契約を締結し、及びリサイクル費用の預託等を代行すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課

イ 所在地 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136-23-1323

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :  
trade a used car in for a new one

B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., January 16, 2014  
(If mailed, bids must arrive no later than January 15, 2014)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Shiribeshi General

Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 1-jo, Higasi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8588 Japan  
Phone : 0136-23-1323

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁上川教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年11月29日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 12台 一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年11月11日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社コンピューター・ビジネス  
(2) 住所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
- 4 落札金額  
1,911,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年10月8日付け北海道教育庁上川教育局告示第42号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

## 道選挙管理委員会告示

### 北海道選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成25年11月29日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第410号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年11月29日

北海道警察本部長 坂 明

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
オンラインネットワーク用端末装置（2845式）の賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日  
平成25年11月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社HBA
  - (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額  
7,295,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成25年9月27日付け北海道警察本部告示第333号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目